

## 平成30年度 監査実施計画

三浦市監査委員職務執行規程第17条の規定に基づき、平成30年度の監査実施計画を次のとおり定めます。

平成30年3月26日

三浦市監査委員 長治克行  
同 出口眞琴

### 1. 実施方針

- (1) 本市の財務に関する事務の執行及び本市の経営に係る事業の管理又は本市の事務の執行について、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げているかに重点を置き監査等を実施します。(地方自治法第199条第1項～第3項、同法第2条第14項)
- (2) 本市の経営に係る事業の管理及び本市の事務の執行について、組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化が図られているかに重点を置いて監査等を実施します。(地方自治法第199条第3項、同法第2条第15項)
- (3) 本市の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているかについて、監査等を実施します。(地方自治法第199条第2項・地方自治法施行令第140条の6)
- (4) 公営企業会計については、常に経済性を発揮し、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかに重点を置いて監査等を実施します。(地方公営企業法第3条)
- (5) 各監査等は、下記に基づき実施します。なお、必要と認める場合は、本計画にない監査等も実施します。

### 2. 実施する監査等(監査等の種別)

#### (1) 定期監査(法第199条第4項)

法第199条第1項の規定により本市の財務に関する事務の執行及び本市の経営に係る事業の管理について、監査を実施します。

また、必要に応じ法第199条第2項の規定による本市の事務の執行についても併せて監査を実施します。

#### ア. 前期定期監査

- ① 監査の実施時期：4月中旬から6月上旬(月別実施計画)
- ② 監査の対象範囲：平成29年度に執行した事務事業
- ③ 監査の対象部課  
一般会計等：経済部・保健福祉部・行政委員会

#### イ. 後期定期監査

- ① 監査の実施時期：10月上旬から11月中旬(月別実施計画)
- ② 監査の対象範囲：平成30年度上半期に執行した事務事業
- ③ 監査の対象部課  
一般会計等：会計課・政策部・総務部  
企業会計：病院事業会計

#### ウ. 学校監査

- ① 監査の実施時期：1月上旬から2月上旬（月別実施計画）
- ② 監査の対象範囲：平成30年度（4月から11月）に執行した事務事業
- ③ 監査の対象校：剣崎小学校・上宮田小学校・岬陽小学校・名向小学校

#### (2) 決算審査

##### ア. 一般会計及び特別会計（法第233条第2項）

会計管理者が調製した決算が、法令に従い調製されていることを確認するとともに、計数の正確性、予算執行の適否、収入支出の合法性について、証書類その他政令で定める書類により、審査を実施します。

- ① 審査の実施時期：市長の審査要求から8月下旬
- ② 審査の対象範囲：平成29年度一般会計決算及び特別会計決算
- ③ 審査の対象部課：すべての部課（かい）ただし、監査委員による質問は、前期定期監査の対象部課を除く。

##### イ. 公営企業会計（地企法第30条第2項）

公営企業管理者が調製した決算が、法令に従い調製されていることを確認するとともに、計数の正確性、予算執行の適否、収入支出の合法性について、証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類により、審査を実施します。

- ① 審査の実施時期：市長の審査要求から8月下旬
- ② 審査の対象範囲：平成29年度公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）決算
- ③ 審査の対象部課：三浦市立病院、上下水道部営業課・給水課

#### (3) 健全化判断比率等審査

##### ア. 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項）

市長の作成した、決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（健全化判断比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行います。

- ① 審査の実施時期：市長の審査要求から8月下旬
- ② 審査の対象範囲：平成29年度決算に基づく健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- ③ 審査の対象部課：政策部財政課

##### イ. 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）

本市の経営する公営企業について市長の作成した決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行います。

- ① 審査の実施時期：市長の審査要求から8月下旬
- ② 審査の対象範囲：本市の経営する公営企業（市場事業特別会計・公共下水道事業特別会計・病院事業会計・水道事業会計）の平成29年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- ③ 審査の対象部課：政策部財政課

(4) 出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業出納員の管理する現金の出納について、毎月検査を行います。

- ① 検査の実施時期：毎月原則10日から25日（月別実施計画）
- ② 検査の対象範囲：会計管理者、病院事業企業出納員及び水道事業企業出納員の管理する検査月前月分の現金の出納

(5) 財政援助団体監査（法第199条第7項）

本市が、補助金、交付金、負担金などの財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理受託者及び出資団体に対して、出納その他関連する事務の執行が適正に行われているかについて、必要があると認めた場合に監査を実施します。

- ① 監査の実施時期：11月上旬から2月上旬（月別実施計画）
- ② 監査の対象範囲：平成29年度の出資金に係る出納その他関連する事務の執行

3. 監査等の実施体制

監査等は、次のとおり実施する。

- (1) 監査等は、法令、本市規程のほか、都市監査基準に準拠して実施する。
- (2) 監査等は、監査委員による質問により行う。
- (3) 監査等の実施にあたっては、事務局職員により準備調査を行う。

法：地方自治法、地企法：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律  
規程：三浦市監査委員職務執行規程